

子どもの発達と療育をまもる

全国ネット

発行：2025年10月26日

ニュース 第2号

編集：京都市北区北野紅梅町 85 弥生マンション

編集発行責任者：池添素 rakuraku@dream.jp

<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

目次

第1回オンライン学習会を開催しました

- 学習会の概要 … 2
 - 親子通園・親子教室にかかわる緊急アンケートの結果報告 … 5
 - 報告を終えて … 8
 - 学習会に参加して … 10
- 「令和8年度概算要求の概要(障害児支援関係)」を読んで … 12
- 大迫より子さんを送る会 … 14
- 会員・運営委員募集のおしらせ … 15



「くらまやま えんそく」



「保育園なつまつり（おばけと）」
そうすけくん

第1回オンライン学習会を開催しました

8月31日、「親子で通う療育の役割～親子教室・親子療育とこれから～」をテーマにオンラインでの学習会を開催しました。さまざまな地域から約270名の方々が参加してくださいました。

親子通園・親子教室の現状を把握するために実施した緊急アンケートの結果について白石恵理子さん（滋賀大学名誉教授）から、“親子通園の実態とこれから”について篠原純代さん（堺市立つぼみ園）と、掛田仁美さん・伊津佳恵さん（広島乳幼児サークル）から、“働くことと子育ての2つの立場から療育にかかわって感じたこと”について坪倉吉隆さん（児童発達支援事業パーチェ梅小路）から、それぞれ報告がありました。また、参加者からも各地（愛知、和歌山、広島、沖縄）の実態や課題が出されました。

概要は以下の通りです。

①親子通園・親子教室にかかわる緊急アンケートの結果報告

→白石恵理子さんの報告をご覧ください。【→本紙5～7ページに掲載】

②親子通園の実態とこれから

・堺市立つぼみ園（篠原純代さん）【→①本紙8ページに感想を掲載】

堺市には「もず園」「つぼみ園」という2つの児童発達支援センターがあります。児童福祉法改正に伴い2024年度から福祉型と医療型が一元化されました。それに伴って通園形態の変化が求められ、2023年度までの医療型のセンターにおいては週5日通園のクラスは親子通園が基本でしたが、2024年度から単独通園となりました。現在、親子通園の形態をとっているのは、週1のクラスと、並行通園の週1および月2のクラスになりました。

もず園、つぼみ園でも親子通園が難しくなっています。背景には、就労している保護者の増加により、親子療育を経験することなく2歳児ですでにこども園などに在籍している割合が年々増えている、以前は親子教室の利用に際して受給者証や利用料は不要だったが、2024年度から受給者証が必要となり、保護者にとって、子どもを理解し療育利用を選ぶまでのハードルが高くなった、個別の訓練的な内容に特化した民間の児童発達支援事業を利用する児が増加しているといった状況があります。

児童福祉法改正によりセンターには新たな役割が求められ業務は拡大していますが、職員数は変わらず、運営上厳しい状況があります。そういう実態であっても、これまで培ってきた初期療育の豊かな実践や保護者支援の役割を継続していくことは大切な課題と位置づけています。また、並行通園の場合は就学前に親子で通う経験を持てる最後のチャンスととらえ、大事にしています。

親子療育を受けることができる条件や環境は変化していますが、親子療育の役割の大きさに変わりはありません。親子療育において、保護者は「子どもの育ちと一緒に喜び合い確認し合える支援者に出会う、周りに相談できる」、子どもは「自分の好きなことを見つける、好きなことを増やしていく、大人を信頼できるようになる、自分の気持ちを相手に伝えられるようになる」ことを経験します。小学校、中学校、その先へとステージが変わっていく中で、子どもも保護者も悩みが変化していきます。そのとき、親子療育での経験が、保護者が子どもの悩みや、保護者自身の悩みに向き合う支えになります。保護者にとっては療育と仕事、その他の事情も抱えた綱渡りのような生活状況がありますが、保護者への療育の保障も大切な課題です。

・広島市こども療育センター（掛田仁美さん、伊津佳恵さん）【➡②本紙8ページに感想を掲載】

医療型のセンター（肢体不自由児）と福祉型のセンター（知的障害児）が一元化される以前から、医療型では入園時からの親子療育、3歳児の単独通園試行、4・5歳児の単独通園、福祉型では1年目の親子療育、2年目以降の単独通園を行っています。そして原則は、毎日通園です。毎日通園することで子どもたちが「できた!」「おもしろかった!」「明日もまたやりたい!」と手ごたえを積み上げていけるように、生活、自然、文化、集団の4つを大切に日々の療育を行っています。親子通園の意義は、子どもにとっては保護者が第二者として安心できる基盤を確かにしながら、関わる人との信頼関係を育み広げていけることです。保護者にとってはわが子の理解とねがいを深め、親の仲間づくりをしながら、前向きに子育てしていく力になる場所です。

肢体不自由児の親子通園は、保護者の事情（体力、金銭面、きょうだいのことなど）により週1～3回が多い状況です。入園希望者の減少や、職員の人員確保が難しい（非正規職員の欠員）という実態もあります。親子通園については、以前は上層部から「働く親の権利を奪うのか」という声もありましたが、保護者支援の大切さを話し合うことを通して、親子通園を継続することへの理解が進んできました。今後、どのように体制を作り発展させていくか、公的センターとして組合や職場の上層部も含めて話し合う機会をもっています。人員に関しては正規職員の確保に向けて、非正規よりも正規職員の雇用増、人材育成にむけての準備を進めているところです。また、親子通園を経験した保護者からは、親子通園や毎日通園の制度の堅持を要求されています。

その他にも、乳幼児健診から療育へのつながりも課題となっています。健診制度の充実に向けて、保健師との学習会を組織し、ともに考えているところです。

障害が重い子ども、子育てのしづらさを抱える保護者も、すべての人が発達する権利をもっています。「毎日通園」「親子通園」のなかで、子どもらしい生活と発達を保障する行政の責任を今後とも堅持させ、公的療育を守る運動を粘りつよく進めていきます。

③働くことと、子育てと、療育～療育にかかわる2つの立場で感じたこと～（坪倉吉隆さん、児童発達支援事業パーチェ梅小路）【➡3本紙9ページに感想を掲載】

京都市の療育は、ほぼ民間の事業所やセンターによってまかなわれています。パーチェは20年前に立ち上げられた事業所です。古くからの事業所は親子通園を基本としているところが多いです。障害かどうかがあいまいな状態から療育に通えるということが特徴でしたが、近年は障害がはっきりわかってから療育を利用するという形を、市が意図的に進めています。パーチェでも、そうした制度上の問題がネックとなり、ゆるやかな対応が難しくなっています。

保護者の気持ちとしては「療育に通わせたくはない。でも、この子のために、できないことを直せるのであれば」というのが本音だと思います。実際、仕事をしながら子どもを療育に通わせることは困難が多いです。

でも、子どもにとって療育が「行きたい！」と楽しみに思う場であることが、親にとっては困難さがあっても療育に通うことのパネになっています。ある日、療育からの帰りに、その日の活動が苦手な感覚遊びであったにもかかわらず、我が子は「あー、今日は何ていい日や」と言いました。苦手なことだったけれど、“大人が自分のためにいろいろ考えてくれた”ということが満足感、安心感につながったんじゃないかと思います。

子育ては小手先の工夫で何とかすることは少なく、待たなければならないことが多いです。「待つ」ために、療育はとても大切です。「悩みを分かち合ってくれる（みんな同じことで悩んでいるんだ、何とかする時が来るんだと思える）人」「子どもの視点で困りごとの背景を語ってくれる、親が気づきにくい些細な変化をキャッチし、子どもの成長を言語化してくれる専門家」が存在することが安心感につながります。一緒に悩んだり喜んだりしてくれる場があるから頑張ろうと思えるのです。

④各地から

愛知、和歌山、広島から、親子通園が難しくなっていること、療育を保障するために送迎を行う、給食を実施する、親子通園回数を減らすなど、さまざまな工夫と努力が行われている実態が出されました。その中で、わが子への理解を深め、成長を待てるようになる、仲間ができる経験を通して親子療育の大切さを実感することで、保護者が親子での通園に前向きになるという変化がみられることもある、親子で来てよかったと感じられる経験をどうつくっていくかが大切であるということが語られました。また、療育時間前後の時間帯の預かりが日中一時支援事業として制度化されたために、療育開始前に連れて来た場合、1時間160円の利用料が発生したことで、それまではきょうだいの都合で早く連れてきていた保護者が遅く来るようになったという例が出されました。

沖縄からは、乳幼児健診から療育へのつなぎに関する課題が出されました。健診で子どもの課題が発見されたからといって、すぐに受給者証をとって療育を利用することは保護者にとってハード

ルが高いこと、そのため子育てをフォローするという位置づけで健診後の事後教室を実施し、そこに療育のスタッフも参加して保護者とのつながりをつくる、それでも抵抗を感じる場合もあり、受給者証なしで親子通園を一定期間経験した後に受給者証をとるという形で、保護者の心情に配慮しながら療育へのつなぎを行っています。受給者証が必要になるという制度の問題から、よりきめ細やかな保護者支援が求められている実態があります。

また、後日、参加者からたくさんの感想が寄せられました。どの地域でも同様に、親子通園が難しくなっている状況があること、そうした困難な状況においても親子通園の意義を職員間でいねいに共有し、親子通園継続のために悩みながら工夫を凝らしていること、そうした努力が個別の事業所任せになっていること、保護者の就労と子育て、療育を両立できる制度や仕組みが必要とされていること、など切実な実態がうかがえました。と同時に、親子で通えてよかったと思えるような支援を大切にしていきたいなど親子療育の大切さを改めて確認する機会を持てたこと、同じ悩みを共有したり実践の工夫を聞けたりしたことが励みになったという感想も寄せられました。

(新田公代)

親子通園にかかわる緊急アンケートの結果報告

療育全国ネットでは、親子通園への通園児が減っているという声を受け、緊急アンケートを実施しました。多忙ななか、アンケートにご協力くださり、本当にありがとうございました。

短時日であったにもかかわらず、41 か所の児童発達支援センター、事業所等からの回答がありました。41 か所の内訳は、表の通りです。

表 回答のあったセンター、事業所等の内訳

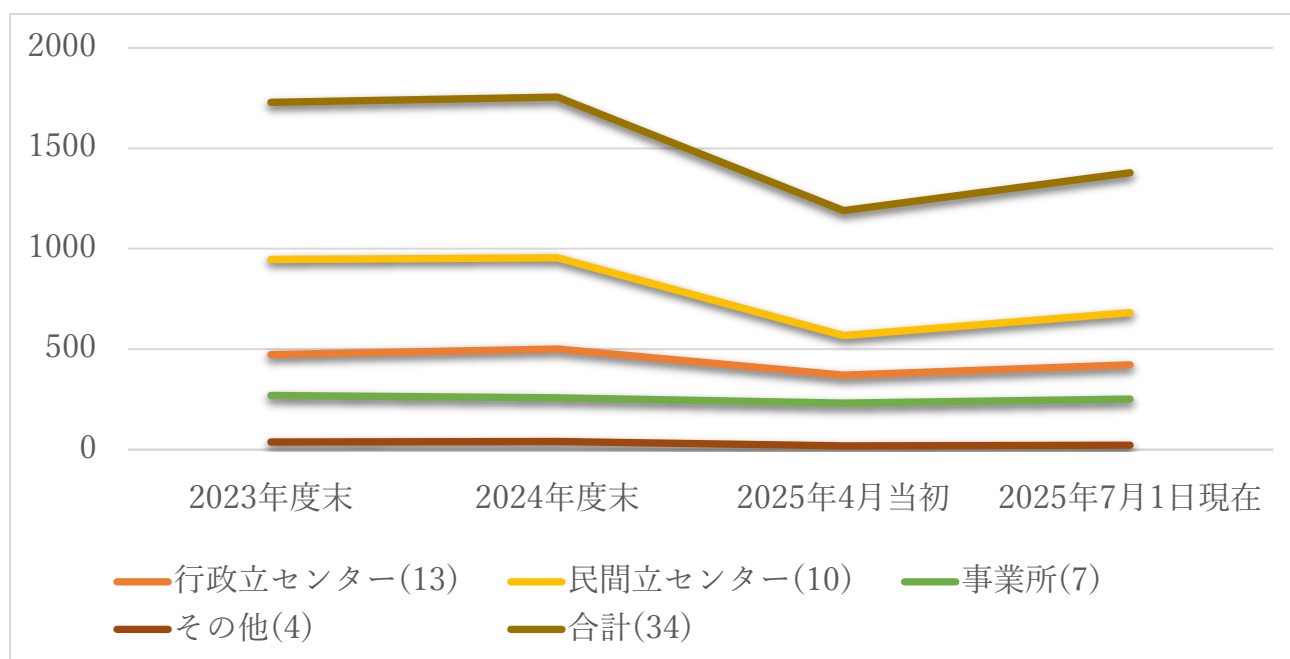
	センター	事業所	その他	計
週1回以上の親子通園は実施していない	5	0	0	5
週1回以上の親子通園を実施している	24	8	4	36
計	29	8	4	41

週1回以上の親子教室を実施しているセンターは24 か所で、うち行政立（指定管理者含む）が14 か所、民間立が10 か所でした。また、週1回以上の親子通園を実施していない5センターはいずれも単独での毎日通園を行

なっているのですが、月2、3回程度の親子通園日を設けていることがわかりました。

＜親子通園児数の変化について＞

親子通園児数について合計したのが下図です。



今年度の利用児が減少しているかどうか、今回のアンケートからだけでは判断できませんが、「4月当初の親子通園が例年の半分」という記述もありました。また、今後、年度内に利用児数が増えていくにしても、年度はじめに利用児が少ないということは、利用実績に応じた報酬しか入らない現行制度のもとでは厳しい経営にならざるを得ません。登録はしていても実際の「欠席」が増えているという回答もあり、この点でも経営が圧迫される要因になります。安定した運営ができるような制度改善が求められます。

アンケートでは、3つの自由記述の質問項目がありましたが、びっしりと書き込まれた回答が多くみられました。以下に、その内容を少し紹介します。

＜保護者のニーズ、要望の変化＞

何よりも就労、就労希望が増えていることによる変化があげられていました。就労希望の背景は、「働きたい」「働かざるを得ない」等、多様です。就労による早期からの保育所入所以外でも、そもそも出生児数の減少、交通アクセスの問題、児童発達支援事業所の増加、支援の必要な家庭の増加、子育ての価値観の多様化等もあげられており、結果的に、従来と同じような形態での親子通園は困難になっていると言えます。保護者からの具体的な要望としては「(単独通園の) 保育時間

の延長」「通園バスなどの送迎の拡充」「親子通園の回数や時間の縮小」「土曜日開催」等があげられていました。また、かつてに比べ「療育」に通うこと自体は当たり前になってきているという保護者の意識の変化、より低年齢での親子教室利用やリハビリニーズの高まり、複数の児童発達支援利用者の増加などが多く記述されていました。保育所入所後に障害がわかったり不適應を起こしたりしている子の通園が増えているという記述もありました。そうした変化がありつつも、親子通園への期待、実際に親子通園をすることで、子どものみかたが変わり、親子通園の価値に気づいていく親が多いという記述も多くありました。

＜就労保障にかかわった取り組み＞

ほとんどのセンター・事業所で、親の就労保障のための対応を行なっていることが明らかになりました。具体的には、単独通園の拡充、時間延長（朝、夕）、送迎の拡充、保育園への送迎、親子通園の土曜日開催、親子通園期間の短縮、親子通園日の単独受け入れ、育休期間中の親子通園、通園曜日の希望調査の実施と調整、就労と療育を両立させるための通園前の相談の充実、お弁当への対応等です。親子に寄り添っていききたいと様々な対応が重ねられていることがわかりました。しかし、その多くが、センター・事業所の個別努力と工夫でまかなわれている状況です。一方、名古屋市では朝の日中一時支援制度がモデル事業として開始されるなど、自治体の姿勢も問われています。こうした制度をつくりだした運動に学びつつ、国の制度が変わっていく必要があります。

＜今後の親子通園のあり方等について＞

障害のある子の子育てにおいて、母親への負担がまだまだ大きい現状があり、生活そのものにゆとりがなくなっている状況への対応を含め、子育て支援全体の拡充、社会全体の理解と施策が不可欠です。また、就労しつつも必要な療育を受けるためには、働き方の改革（育休の拡大、柔軟な働き方ができるような改善等）も欠かせません。また、多くのセンター・事業所において、様々な変化に対し、あらためて親子通園の意義とは何か、地域のセンターとしてどのような役割を果たしていくのか、論議が行なわれていることも明らかになりました。さらに、乳幼児健診からの連携、通いたいと必要性を感じたときに通えるよう柔軟性と多様性をもった親子通園にしていく、保育所の職員配置基準の見直しなど、保育所の改善と両輪で取り組む必要があるという意見もありました。

これまで親子通園が大切にしてきたことの意義に確信をもち、保護者がさまざまなつながりから切り離されないよう、親子通園の本質を粘り強く模索し続けていく必要があります。あらためて、子どもの発達保障、親の発達保障とは何かを深め、今、それぞれの現場にある葛藤と模索、議論をつなぐ場として「療育全国ネット」が求められていると言えるでしょう。

（文責 白石恵理子）



報告を終えて

1 篠原純代（堺市立つぼみ園）

「親子で通う療育の役割～親子教室・親子療育の現状とこれから～」のテーマで8月31日（日）に開催しました研修会に参加された方々の声をご紹介します。

* 他市でも保護者や社会のニーズの変化を受け止め、親子療育の大切さを守るために、様々な工夫と葛藤がヒシヒシと伝わりとても共感しました。何より、療育で働く仲間が全国にいるということ、同じ願いをもって葛藤しながら前向きに進んでいる同志がいるということに勇気をもらえました。

* 支援者も保護者も親子療育の大切さを感じていても、保護者の就労で通うことが難しかったり、2歳前からこども園などに入園していて、児童発達支援センターの毎日登園の療育を選択しづらいケースが増えてきていることを職場でも感じていたので、全国的に同じ状況にあることを実感しました。

* 保育所等訪問支援など在地園への支援ニーズも広がっていますが、保護者と子どもの育ちを丁寧に共有できる場所がもっと広がり、保護者が子どもと療育に通いやすい社会的な環境や条件が広がっていくことが望まれると感じました。

* 貴重な親子療育の時間に、子どもとその保護者が“楽しい”“行ってよかった”と思ってもらえるように、日々、大切に療育をしていきたいと思いました。これからも親子で成長していく時間に並走し、模索し続けたいです。



2 掛田仁美（広島乳幼児サークル）

今回報告の機会を頂き、広島の親子療育を振り返り、他の報告やアンケートからも、親子療育の意義を確認できました。

白石先生のまとめ『療育はこどもの権利であり、親の権利であることを心に刻んでおかないといけない。こどもの権利条約第23条や障害者基本法17条を根拠に療育を受けることは子どもと親の権利であることを我々自身が忘れず引用して語れるようにしていきたい。また療育の量的拡大の中

で、療育の大切さそのものが問われている時である。また社会の変化の中で改めて療育の在り方が問われている』ということばの重みに、各々の地域で様々な創意工夫しこどもとご家族に療育を届ける惜しみない努力が重なり、胸が熱くなりました。

広島市の公的機関としての療育の在り方を問い直していくことや保護者と連携し療育を守り発展させる運動を続けていくこと。また療育に繋がるまでの母子保健と連携し、必要なこどもと家族に療育が届けられるための土台作り、保育園等との連携方法を模索すること等々、全国の仲間の熱い思いと努力に勇気を頂きました。そしてどの地域に生まれても「今日はいい日やったー」とこどもが心から思え、こどもを愛おしいと思える日々が重なるような親子療育を仲間と保護者と創造し、発信し、こどもと家族のための療育を守りたいと強く思いました。



3 坪倉吉隆（児童発達支援事業パーチェ梅小路）

私自身は児童発達支援で管理者をしながら、子育てでは息子を療育に通わせています。学習会ではそのような立場から感じたことをお話しさせていただきました。当日は、本当にたくさんの方が参加してくださり、身近な人や息子が通っていた療育の先生たちも聞いてくださっていました。

「先生も大変やったんやね」と声をかけてくださったり、「私たちが療育で大事にしたいことが改めて実感できた」、「親子で通うって、親にとっても大事なことなんだと分かった」や、同じような立場で奮闘している方からは、「自分の生活を振り返って考えた。子どもが、色々な大人に“大事にされてる”って実感することは療育の肝だなと思った。」など感想をいただきました。息子が療育を終えて放った一言「今日は、なんていい日だ」。これについて療育の先生から「普段、療育中の子どもの姿は見ているが、終わった後の姿や声は聞く機会がないので、自分の事業所に通ってくる子どもも、そんな風に思っしてほしいなと感じました」と言ってくださりました。子育てでも、仕事でも、子どもたちの仕草、表情、ことばからたくさん気づかされ、学ばされます。

色々な人が話を聞いてくれたり、共感してくださることで、「明日も頑張ろう!」と思えます。これは、私だけじゃなく、ほとんどの人がそうだと思います。分かち合いながら、“親子のための療育”を守っていきたいと思いました。





学習会に参加して

当日ご参加くださった方の中から、お二人に寄稿いただきました。

.....

1 橋下真紀（広島）

私は広島市で公立小学校の正規教員をしています。我が子に重度の知的障害と自閉症があり、小さい頃は半身麻痺があったため、身体手帳取得に挑戦するほどの発達遅滞がありました。

我が家の場合、仕事を続けるために保育園を探すことが難しく、我が子連れて行くたびに多数断られました。そんな中、苦しむ私を見兼ねてなんとか受け入れて下さる園が見つかり、2歳から3年間通いました。とても理解のある園でしたが、本人の特性ゆえに、日々パニックの連続…結果的に強度行動障害がひどくなりました。元々食事摂取も難しく、体重減少が著しくなり、結果的に年長時に療育センター内の施設で親子療育に通うことを選択しました。

我が家は広島市にある西部子ども療育センター内の施設に通いましたが、ここへの親子療育が叶うまで2年を要しました。公務員が仕事を休んで療育する制度がないからです。近隣都市は全て調べましたが、どこにも休む制度はありませんでした。最終的には介護休暇取得ということになりました。休むために、制度の解釈について管理職と話し合いを重ねて話し合った結果です。

通ってみると、親子療育は辛い日もありました。しかし、本当に貴重な日々でした。年長しか通えなかった我が家は、途中入園ということだけではなく、元々の障害特性が強く、同学年で1番発達が遅い、できないことが多い子でした。みんなと同じことが一つもできない我が子を見るのは親子で通う中で1番しんどかったです。しかし、同時に我が子の現状を受け入れざるを得ませんでした。ここでいい療育者に囲まれて、親としても家族以外の応援団に出会えました。本人が分かるように支援してもらう中で、私も自宅で同じ支援を行いました。食事で泣き叫ぶ我が子に、自閉症の子が食べやすいメニューを見せてもらい、家で同じように作ってみました。だんだんできることが増えた我が子は、最終的には運動会や卒園式に参加でき、今では親子療育の力が元になり、進学した支援学校での生活がずいぶん安定してきました。

簡単に休める制度がありません。この制度を作ったのに、後継の教員の中には、管理職の承認が

得られない方がまだおられるくらいです。介護休暇取得を希望した際、障害は病気じゃないから…なんてことを言われるのです。早い療育への理解が教育現場ですら進まないことが悔しいです。親が我が子の関わり方に詳しくなれば、確実に子どもが変わります。補助具の使い方や介助の仕方など、家で支援グッズを作ることもできます。家族に支援を教え、母以外に頼むこともできます。それはすなわち、子どもへの支援の輪が広がることになります。どの進路へ進んでも、親子療育の学びが基本になって、よい支援や効果的な知識を伝えることができるのです。

早い時期から、親が支援できること…大切だと感じます。

2 山本翔太（和歌山 つくしんぼ園）

つくしんぼ園は、地域に療育の場をとねがう保護者や保健師、教員などの運動によってつくられ、長年保護者と関係者による運営委員会方式で園運営がされてきました。しかし、市町村合併などの影響によって運営が難しくなり、2007年より社会福祉法人桃郷が運営を引き受け、2013年から児童発達支援センターになりました。運営形態が変わってからも、自治体の保健師とのつながりは続いています。現在は、保健福祉圏域内の1市3町から子どもたちが通ってきていますが、入園にあたっては園と、各市町の保健師・発達相談員で入園調整会議を行っています。また、園内で実施する発達相談に地区担当の保健師が同席したり、運動会や発表会などの行事にも参加していただくなど、日ごろから園児の状況を共有しています。

そのような中で、発達療育全国ネットでも取り上げられているように、親子教室・親子療育の利用者が減少している状況は私たちの地域も同様です。そこで、先日つくしんぼ園から呼びかけをし、1市3町の保健師と情報共有する機会をもちました。その中で、出生数は減っている一方で、発達支援を必要とする子どもは減っていないこと、保護者のライフスタイルやニーズが多様化していることなどが各市町村から共通して挙げられました。すぐにそれらの課題を解決していくことは難しいですが、地域の発達支援システムの見直しを行うことの必要性を確認し合い、まずは情報共有をする機会を今までより増やしていく予定です。



「令和 8 年度概算要求の概要(障害児支援関係)」を読んで

近藤直子（NPO あいち障害者センター理事長）

「こども家庭庁ホームページ」トップページの「障害児支援」の項にアップされた「概算要求の概要(障害児支援関係；以下「概要」)の 1～3p に、「主な事項」が 7 項目にわたり記されています。7 項目は(1)良質な障害児支援の確保、(2)地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進、(3)専門的支援が必要な障害児への支援の強化、(4)早期発見・早期支援等の強化、(5)障害児支援分野の人材育成、(6)ICT を活用した業務負担軽減・発達支援の推進、(7)その他ですが、内、新規事項は(5)(6)で、(2)(4)に一部新規事項が含まれています。新規事項は 11～14p と 17～18p に説明が掲載されています。

新規事項に関して見てみましょう。(5)の「障害児支援における人材育成指導者養成研修事業」(「概要」18p)は、事業所数・利用者数の飛躍的増加の一方で「支援の質」が課題という認識に基づき、研修体系の構築に関して「障害児支援における人材育成に関する検討会」で検討を重ね、8月29日付で「報告書」がまとめられたことを受けて、9年度よりの研修実施に向け、8年度は国の標準カリに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成等の予算化を位置付けています。国による委託事業となるため、「保育士キャリアアップ研修」と同様な事業となることが予想され、オンデマンド配信による研修が中心となると思われますが、教材会社が作成する場合、その質が問題になると思われます。「検討会報告書(本文 38p だて)；以下報告書」もこども家庭庁ホームページにアップされているので見ていただきたいのですが、「こども・若者ヒヤリング」で出された意見を踏まえ、支援者の基本姿勢として、「こどもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。」(「報告書」3p)ことを位置付けていることから、本人理解を深めうる教材が求められます。具体的な内容に関しては、支援者に求められる役割等を踏まえて「障害児支援基礎・実践研修」「障害児支援リーダー研修」「障害児支援コア人材研修」(いずれも仮称)の 3 階層による段階的な体系を提起しています(「報告書」11p)。「報告書」の 13p から 23p にかけて、3 階層の「標準カリキュラム」が掲載されていますが、内容として「こども基本法」を踏まえて子どもの権利擁護を重視している点は大いに評価すべきですし、教材を見て終わりではなく、地域で学び合い交流することを重視していること(「報告書」25p)は大切ですが、そこに児童発達支援センターの地域支援機能拡充等の他の予算が絡んでくることを押さえておくべきでしょう。そして職員が安心して研修に参加し、地域で事業所相互の見学や学習会を開催しうる「職場の体制」確保を可能にする職員配置基準の改善を求めたいものです。

(6)の「ICTの活用」は、一つは全国5自治体程度をモデル自治体として取り組む「ICTを活用した遠隔支援」(「概要」11p)で、もう一つはICT導入による事業所の業務効率化の推進と、児童発達支援センターが行う連携・調整等のオンライン化支援体制充実関連予算(「概要」17p)です。現在国は福祉・医療・教育分野のICT化を推進しており、その一環だと考えられますが、この間、職員配置基準の改善や基本報酬の引き上げではなく、加算によってお茶を濁すことでかえって事務業務が煩雑になっていることにメスを入れることの方が重要ではないでしょうか。

(2)の「地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進」の中の新規事項は「概要」12pの「地域のインクルージョン総合支援推進事業」で、地域のネットワークの構築に向けた協議会設置等に取り組む「インクルージョン推進員」を配置し、地域の交流活動や習い事の場合などで障害のない子と活動を共有することを推進するというものです。放課後デイでの、きょうだいや障害のない子のレスパイト支援モデル事業の実施も掲げています。率直に言って、まずは学校や学童保育、児童館等が果たすべき役割があるのではないかと思います。

(4)の「早期発見・早期支援等の強化」の新規事業は「概要」13pの「発達に特性のあるこどもへのアセスメントなどの強化事業」と、14pの「発達に特性のあるこどもとその家族への切れ目ない支援推進事業」です。これは従来取り組まれていた「親子教室」等の健診後の支援事業が一般財源化された経緯を踏まえれば、自治体に改めて施策化、施策強化を求めるステップとなると思われますが、母子保健から児童福祉施策に繋ぐ「こども家庭センター」と、地域の障害児支援体制強化を担う「児童発達支援センター」(「概要」6p)の連携・協議が必須となるのではないのでしょうか。障害児支援課ではなく、母子保健課の新規事項として「1か月健診及び5歳児健康診査支援事業」(「予算概算要求の概要、事業別の資料集」以下「資料集」91p)が位置付けられていますが、「早期の全国展開を目指す」ことが示され、そこには「こども家庭センターなどとの関係機関とも連携しながら必要な支援体制の整備を行うこと」が示されています。また虐待防止課の概算要求では「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」が新規事業で上がっています(「資料集」100p)。したがってまずは、5歳児健診の実施方法及びその後の支援の検討をテーマに、自治体の関係者が協議・検討することが求められます。

都道府県においては既存の「地域支援体制整備サポート事業」(「概要」7p)「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」(「概要」10p)に基づき、自治体への実態に応じた支援が位置付けられていますが、これまでそうした役割を担ってきた「障害児等地域療育支援事業」が消費税課税対象となっているなどの問題に、こども家庭庁としてどう取り組むのかを問いたいものだと思います。



大迫より子さんを送る会

8月5日、鹿児島県の療育の土台を築き、発展させ、療育の発展のために全国の仲間を励ましつづけてきた大迫よりさんが、病気のため亡くなりました（享年73歳）。10月5日、県下はもちろん全国から600人がつどい、最後のお別れをしました。

鹿児島市に1ヵ所しか通園の場がなかった1980年代、大迫さんは全障研をはじめとする会合に出向いて知った大津市や大阪府下の通園の実践を訪問し、また広域だけれど市町村に小規模通園をつくってそれらをネットワークで結んできた北海道にも出向き、まずみずから無認可の「教室」を開所し、必要なことを広く訴えてきました。その過程で大切にしてきたのは、子どもの発達と保護者の思い、そして「手つなぎ」です。彼女はそれを「発達保障運動」という言葉で表現していました。また、鹿児島での実践を根拠に、療育は権利、行政には保障する義務がある、だから無償でなければとも語っていました。

お別れの会は、そうしてつながった県父母の会の歴代のみなさん、今は青年となった「子どもたち」、療育実践の仲間たちであふれ、ホールの壁は大迫さんの生きた証（写真や寄せ書き）で埋めつくされていました。

病でつらい中でも、亡くなる1週間ほど前に大迫さんはこんな言葉を残しています。

「子どもの権利を守るのは、親たちをはじめ私たち関係者です。社会づくりの主人公は私たちです。みなさん、お互いを認め合いみんなの力を合わせて、“子どもの権利条約”が息づく社会を創っていきましょう。」

辞世の句

このあゆみ 止めてはならぬ 児と親のため

（中村尚子）



◆すべては「子どもの権利」を守るために

生まれたばかりの赤ちゃんを抱いたときのあたたかさ。小さくても大きい「生命、生存、発達の権利」をもって生まれてきた存在への畏敬と愛情を深く感じるときです。

おとなはいつも子どもの思いやねがいを尊重し、子どもにとっての最善の利益は何なのかを考えなくてはなりません。おとなや社会の都合によって、子どもの権利が軽く扱われ、ゆがめられてはなりません。そしてこれらの権利は、誰一人の例外もなく平等に、差別なく保障されるべきものです。

障害や発達のつまずきなどを理由にして、子どもとしての共通の権利が制限されてはなりません。育ちにくさ、育てにくさがあるその権利の享受が困難ならば、療育などの丁寧なケアも子どもの大切な権利なのです。

日本も批准している「子どもの権利条約」は、以上のように子どもを権利の主体として定義し、各国にその遵守を求めています。

◆「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の誕生

「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」(略称・療育全国ネット)は、障害や発達のつまずきがある子どもたちの権利の実現を願って誕生しました。その前身は、2005年に結成された「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」です。

その年、療育に通うために保護者は、自分の責任で施設や事業所と契約を結び、「応益負担」という利用料を払わなければならないこと、施設などは「出来高払い」で運営費を賄わなければならないことになりました。障害のある人びとの福祉の利用を契約方式に変え、子どももそのなかに含めることになったのです。「応益負担」は、すべての子どもに権利として保障するという無償原則に、まっこうから反するものでした。

子どもの権利としての療育を壊すものとして、療育で働く人びと、保護者、研究者などが集って「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」を結成し立ち上がりました。運動と世論の力によって、国は利用料の軽減措置を取らざるを得ませんでした。契約による利用と「応益負担」というシステムを未だ改めていません。

それから20年近く経ちました。保護者は子どもの生活や発達にふさわしい療育を考える手がかりを得られないまま、いくつもの児童発達支援事業所と契約して子どもを通わせ、その意義をつかめないまま、保育所などとの併行通園を選択するようになっていきます。その背後で、子どもの「生命、生存、発達の権利」を軽視し、子どもによって利潤を追求しようというおとな本位の動きも顕著になってきました。

日替わりで通園先が変わり、訓練中心になることは、子どもが見通しと期待をもち、未来への希望と要求を高めながら発達していくことを妨げます。障害や発達のおつまずきがあっても、子どもらしい生活と遊びのなかでこそ子どもは発達していくのです。

さらに、若年世帯の生活困難、就労要求の高まり、孤立した子育てなどが進行しました。多様化した保護者の要求と課題に応えるきめ細やかな支援が求められるようになっていきます。

◆「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」は何に取り組むか

権利としての療育がないがしろにされると知ったとき、全国の実践の場で働く人びとは、その問題性を明らかにし、手をつなぎあって立ち上がりました。そして、保護者との共同の学習を通じて、各地の「親の会」の運動へとつながっていきました。学習と要求でつながることが大きな力になることを、確信をもって記憶していきたいと思います。

・理念＝ねがいを確かめあう学習

子どもはみな幸福に生きるために生まれてきます。子どもの権利が何にも優先されて守られなければなりません。そのことが、営利優先の政策のなかで見失われてはなりません。そんなときだからこそ私たちは学習を大切にして、子どもの権利と最善の利益を守るという理念を共有しながら、一步一步、そのつながりを広げていきたいと願っています。

・要求をまとめあげ政策を立案するための語りあい

国の政策の変化に適応することを強いられる現実のなかで、私たちの視野は狭くされ、日々の困難に心奪われがちです。そんなときだからこそ私たちは集い語りあうことを通じて、困難から目をそらさず、その背景にある制度の矛盾や問題点を明らかにしていきたいと思います。私たちこそが子どもの代弁者としての要求の主人公であり、政策の立案者でありたいと願っています。

・そして地域の政策を創る主人公に

共通の要求でつながるなかで、私たちは自治体や地域の個別性を認識することができました。それぞれには、その地域の人びとや自治体で働く人びとの願いと実践で創られた理念や政策があります。全国の仲間が学びあい語りあうことは、その個別性を自覚しながら自分たちの自治体や地域のことを考える手がかりを与えてくれます。そして私たちは知恵とエネルギーをもってそれぞれの地域に帰り、その地域の政策を創る主人公になっていきたいと願っています。

◆職場や地域の仲間、そして保護者が会員になっていただけるように、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の存在を広めてください。

あなたも会員・運営委員に

一緒に子どもの発達、療育を考えましょう

乳幼児の発達輝く日を願って

「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」の前身は、「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」です。障害のある乳幼児の療育に契約、応益負担、施設報酬日払い(通称 3 つ組)を導入した「障害者自立支援法」の廃止を求めて、2005 年 5 月 12 日に、東京の日比谷野外音楽堂の片隅で結成されました。あれから 19 年、「障害者自立支援法」は国民の力で廃止されましたが、「3 つ組」は児童福祉法のなかに移され、利潤追求の動きと連動して、子どもと親・家族の身になって生活を創ることを忘れさせる細かい報酬加算が設けられ、療育内容の枠づけが企図されているようにみえます。

そんな上からの押しつけのもとで、実践の現場では苦しい思いをしている人も多いでしょう。その現実や思いを語りあい、より良い実践をめざして学びあいたい人びとのために、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」はつくられました。これからも、子どもの権利を守り、そのことによって親・家族、そして療育で働く人びとの人生が輝くように、がんばっていきます。

野の花こども館 Facebook より 代表 白石正久

🌸 今まで「持ち込ませない会」会員として運動を一緒に担っていただいた方もおられますが、「子どもの発達と療育をまもる全国ネット」へのあらためての加入を訴えます。身近な方へもお知らせください。

✉ 「氏名・都道府県・所属・住所・アドレス・運営委員になってもらえますか(はい・いいえ)」を hattatsuryoikunet@gmail.com (子どもの発達と療育をまもる全国ネット) までお送りください。

QR コードからも可能です ➡



🌸 会員には、不定期でニュース(電子データ)や研修・学習会などの情報をお届けします。

運営委員は、3か月に1回程度のオンラインでの運営委員会で、情報交換と課題について話し合います。どなたでも歓迎します。詳細を知りたい方は、090-1444-0046(池添)までお問い合わせください。

🌸 会の運営は、会費制ではなく基金を募りたいと思います。会の運営に賛同いただける方は、運営のための基金への寄付(金額は任意)を下記の振込先までお願いします。

京都信用金庫 田辺支店 普通預金 口座番号 3035231 アンドウシロウ

後記

安藤史郎（会・事務局、寝屋川市立あかつき・ひばり園）

「療育全国ネット」のニュース第2号は、8月31日に行われた集会の内容が盛りだくさんです。集会の当日、私は司会を担わせていただきました。約270名の参加者、失敗はできない…トラブルなく、スムーズな進行を…と内心はドキドキが止まりませんでしたが、北は北海道、南は沖縄まで、全国の方の学ぼう！問題意識を共有しよう！という熱気に後押ししてもらい、学び多き集会となりました。ありがとうございました。

後記を書いている今、職場では前期の総括の真っ最中です。長かった夏を越え、運動会を終え、子どもたちはみな大きく変わりました。そんな子どもたちの姿に遅れをとらないように、大人も発達しなくては、と夏のつかれに負けずに、一刻を大切に日々を過ごしています。今年度も、残り半年をきりました。後期はどのような保育を子どもたちと紡いでいくのか、毎日が楽しみです。

登園率、園運営、5歳児健診をどうするか…。悩ましいことがたくさんあり、「実践のことだけ考えたい！」と大きな声を出したくなります。厳しい情勢に日々くじけそうになりますが、そんな時には、全国のなかまと顔を合わせて話すことが一番の薬です。療育全国ネットの運営委員会では、各地の状況、療育への思いを交流しています。必ずしもいい方向にいけない状況のなかでも、子どものために、という地域での知恵と想いを共有しあうことで勇気をもらえます。

ニュースを読んで、「運営委員会が気になる」「運営委員会に入りたいな」と思った方、ぜひ療育全国ネット hattatsuryoikunet@gmail.com までご連絡ください！！